

(参考) 行政事件訴訟の概況

本件調査期間における行政事件訴訟の平均審理期間は13.8月であり、民事第一審訴訟（全体）（6.5月）の約2.1倍であるが、平成11年の行政事件訴訟の平均審理期間（21.8月）より36.7%短縮している。審理期間別にみると、審理期間が6月以内の事件の割合が最も多く、審理期間が2年を超える事件の割合は14.1%であり、第1回調査期間（平成16年）、第2回調査期間（平成18年）と比べ、徐々に減少している。

行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が極めて高く（92.1%）、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高く（55.4%）、平均全期日回数が多く（5.3回）、かつ、平均期日間隔も長くなっている（2.6月）ほか、人証調べ実施率は高く、平均人証数はやや多くなっている。

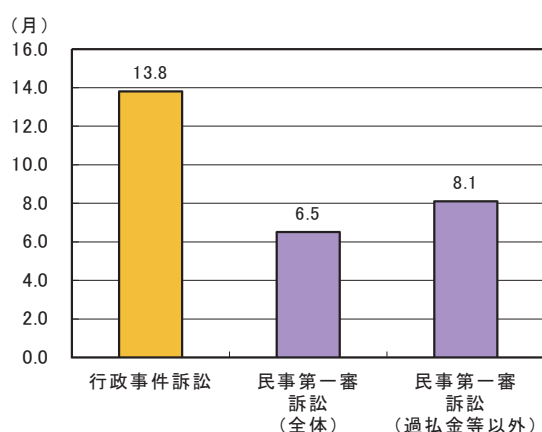
行政事件訴訟の上訴率は45.3%であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率の約3.1倍である。また、行政事件訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は極めて小さなものとなっている。

行政事件訴訟では、全事件の1割弱について補正命令が発せられている。補正命令を発した事件の第1回口頭弁論期日までの平均期間は、補正命令を発しなかった事件よりも長くなっている。

○ 概況

本件調査期間における行政事件訴訟の平均審理期間は13.8月であり、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間（6.5月）の約2.1倍となっている（【図1】、【表2】。第2回調査期間（平成18年）の既済事件では14.4月、第1回調査期間（平成16年）の既済事件では15.7月。第2回報告書93頁【図133】、第1回報告書129頁【図226】参照）。

【図1】 平均審理期間  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【表2】 事件数及び平均審理期間  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	2,119	192,246	87,256
平均審理期間(月)	13.8	6.5	8.1

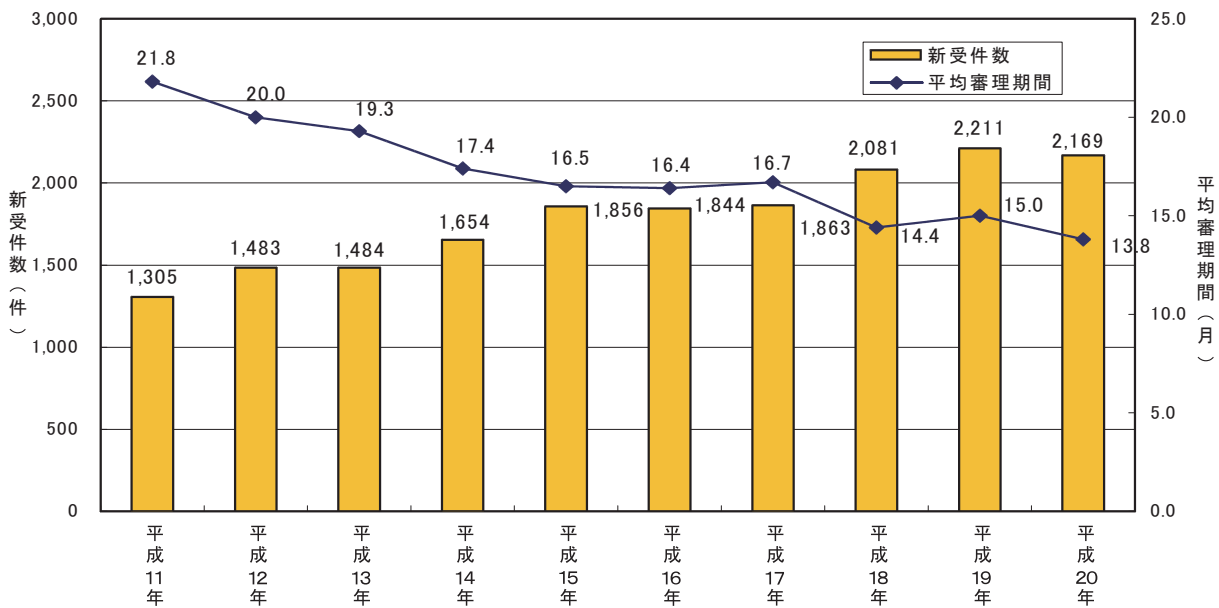
また、審理期間別にみると、第1回調査期間、第2回調査期間の既済事件と同様、行政事件訴訟では、審理期間が6月以内の事件の割合が最も多く、全体の30.7%を占めている。2年を超える事件の割合は14.1%であり（【表3】）、第1回調査期間（22.2%）、第2回調査期間（16.4%）と比べ、徐々に減少している（第1回報告書129頁【表227】、第2回報告書93頁【表134】参照）。

【図4】は、行政事件訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これをみると、新受件数は、平成11年以降ほぼ一貫して増加する傾向が見られ、平成20年（本件調査期間）の新受件数（2169件）は平成11年の新受件数（1305件）の約1.7倍である。これに対し、平成20年（本件調査期間）の平均審理期間（13.8月）は、平成11年の平均審理期間（21.8月）より36.7%短縮している。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
6月以内	651 30.7%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	573 27.0%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	597 28.2%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	195 9.2%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	86 4.1%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	17 0.8%	296 0.2%	233 0.3%

【図4】 新受件数と平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



## II 民事訴訟事件の概況等

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、判決に占める対席事件の割合が極めて高いこと（92.1%。民事第一審訴訟（全体）では65.1%）、和解率が極めて低いこと（0.8%。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では28.6%、民事第一審訴訟（過払金等以外）では35.6%）といった特徴がみられる。

【表6】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟においては、55.4%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（全体）のうち30.4%。民事第一審訴訟（過払金等以外）に限ってもそのうち39.8%）と比べて高いものとなっている。

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件に比べて、平均全期日回数が多く（5.3回）、平均期日間隔も長くなっており（2.6月）、行政事件訴訟の平均審理期間が長期化するのには、期日回数を要するためであるほか、期日間隔が長いためでもあるということが出来る。

【表6】 訴訟代理人別の事件数及び事件割合  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
双方に 訴訟代理人	1,174 55.4%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ 訴訟代理人	118 5.6%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ 訴訟代理人	542 25.6%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	285 13.4%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表8】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、本件調査期間における行政事件訴訟の人証調べ実施率は29.7%であり、民事第一審訴訟（全体）の人証調べ実施率（12.3%）の約2.4倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（19.5%）の約1.5倍である。また、平均人証数は0.8人であり、民事第一審訴訟（全体）の平均人証数（0.3人）より多く、また、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.5人）よりやや多くなっている。他方、人証調べを実施した事件に限って平均人証数をみると、行政事件訴訟では2.6人であるのに対し、民事第一審訴訟（全体）では2.8人となっており、行政事件訴訟の方がやや少なくなっている。この点、第2回報告書では、行政事件訴訟の平均人証数がやや多くなって

【表5】 終局区分別の事件数及び事件割合  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
判決	1,643 77.5%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 （%は判決に対する割合）	1,513 92.1%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	18 0.8%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	362 17.1%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	96 4.5%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
平均全期日回数	5.3	3.4	4.5
平均口頭弁論 期日回数	3.9	1.7	2.2
平均争点整理 期日回数	1.4	1.6	2.3
平均期日間隔（月）	2.6	1.9	1.8

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟 （全体）	民事第一審 訴訟 （過払金 等以外）
人証調べ実施率	29.7%	12.3%	19.5%
平均人証数	0.8	0.3	0.5
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.6	2.8	2.8

いるのは、人証調べ実施率が高いためであると指摘したところであるが（第2回報告書94頁参照）、本件調査期間における分析からも、同様の指摘をすることができよう。

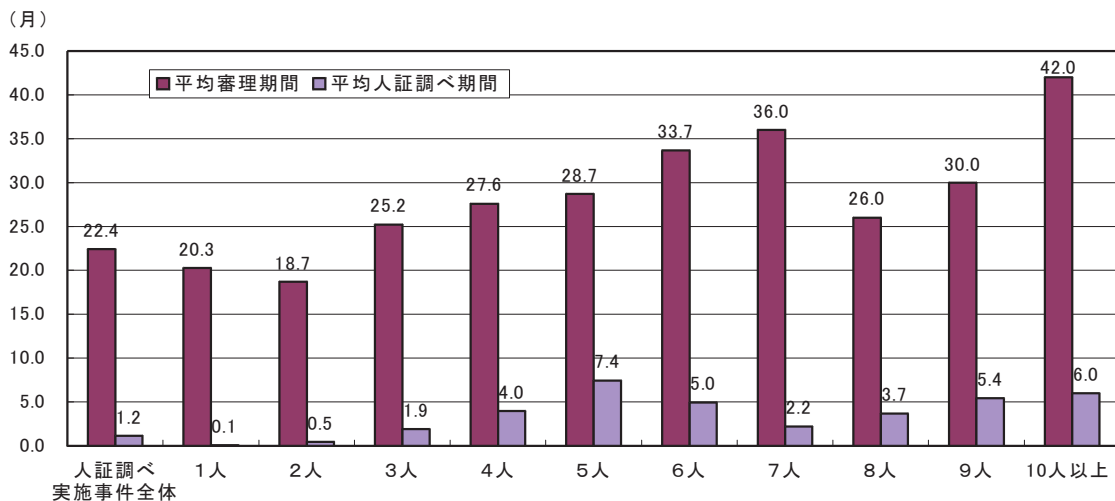
### ○ 人証調べに関する状況

第2回報告書（99頁）で指摘したとおり、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟事件と同様、集中証拠調べが相当程度浸透しており、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響は、さほど大きなものではないと考えられるところ、以下、これに関連するデータをみていく。

#### （人証調べ期間と審理期間等との関係）

【図9】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均審理期間は22.4月であり、行政事件訴訟全体の平均審理期間（13.8月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件の平均審理期間は18.7月である。前掲1.1.3【表27】参照）。また、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均人証調べ期間は1.2月であり、平均審理期間に対する割合は5.4%であって、いずれも、民事第一審訴訟（全体）における数値（平均人証調べ期間は0.7月、この期間の平均審理期間に対する割合は3.6%）より高くなっている。さらに、事件数が少ない人証数が7人から9人までの事件<sup>\*1</sup>を除けば、第2回報告書（98頁）で指摘したとおり、民事第一審訴訟事件の場合（前掲1.1.3【図29】参照）と同様、基本的には、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向がみられる一方で、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さくなっている（例えば、人証数が1人の事件と6人の事件とを比較すると、平均審理期間は13.4月増加しているが、平均人証調べ期間は4.9月しか増加していない。）。

【図9】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

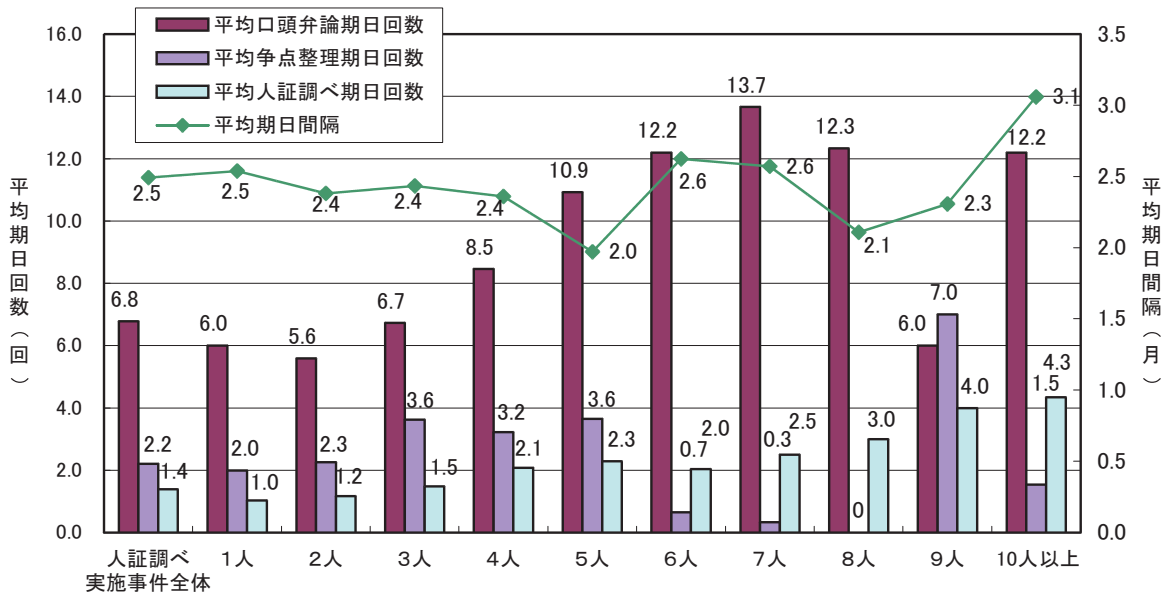


\*1 人証数7人の事件数は6件、8人の事件数は3件、人証数9人の事件数は1件のみであった。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

【図10】は、人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均全期日回数は9.0回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は6.8回、平均争点整理期日回数は2.2回である。民事第一審訴訟事件の場合（平均口頭弁論期日回数4.8回、平均争点整理期日回数5.6回。前掲1.1.3【表28】参照）と比べると、平均口頭弁論期日回数が多い反面、平均全期日回数及び平均争点整理期日回数が少ないのが特徴的である。

【図10】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(行政事件訴訟)



また、争点整理手続の実施件数及び実施率を示した【表11】によれば、行政事件訴訟における争点整理手続の実施率は24.9%であり、民事第一審訴訟（全体）(30.2%)、民事第一審訴訟（過払金等以外）(37.6%)よりも低率である。第2回報告書（97頁）でみたとおり、行政事件訴訟では、通常の日頭弁論期日において争点整理をするケースが多いのではないかと推測されるところであるが、このことは、以上のデータからも裏付けられよう。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.4回であり、その平均全期日回数に対する割合は15.6%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は20.6%となっている。

【表11】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理手続	実施件数	527	58,069	32,786
	実施率	24.9%	30.2%	37.6%

また、【図10】によれば、全体的にみると、おおむね、人証数が増加するのに従って、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の合計回数が増加する傾向にあるが、その増加幅は、平均人証調べ期日回数の増加幅と比べて顕著に大きい（例えば、人証数が1人の事件と6人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計回数は4.9回増加しているのに対し、平均人証調べ期日回数は1.0回増加するにとどまる。）。

第2回報告書（98頁）では、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟（全体）の場合と同様、人証数の

多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向が一応みられること、その要因としては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられることを指摘したが、本件調査期間における調査結果からも、同様の指摘をすることができる。

（集中証拠調べの状況）

以上のとおり、行政事件訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないといえるところ、第2回報告書同様、集中証拠調べに関連するデータについてもみておく。

【表12】は、人証調べ期日回数別の事件数を示したものであり、人証調べを実施した行政事件訴訟の78.1%（492件）が1回の期日で、92.9%（585件）が2回以内の期日で人証調べを終えている。これらの割合は、第2回調査期間（1回が71.6%、2回以内が89.1%）よりも高くなっている。

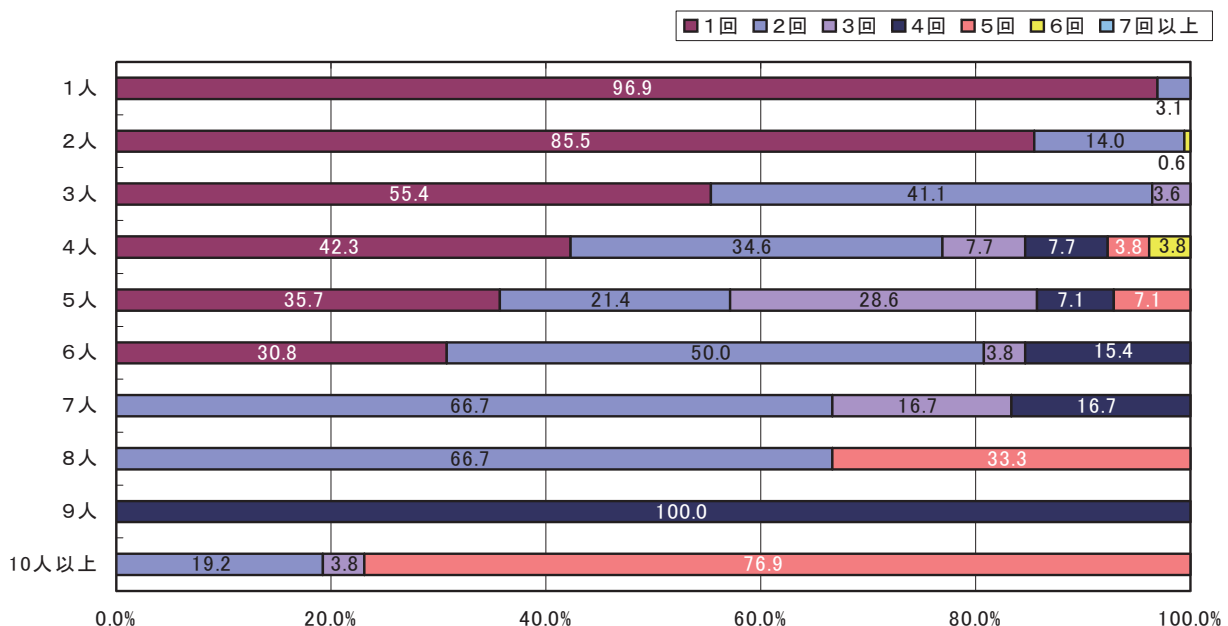
【表12】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（行政事件訴訟）

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	492	78.1%
2回	93	14.8%
3回	11	1.7%
4回	9	1.4%
5回	23	3.7%
6回	2	0.3%
7回以上	-	-
合計	630	100.0%

また、前掲【図10】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から3人までの事件で1回以上2回未満、人証数が4人から7人までの事件で2回以上3回未満、人証数が8人から10人以上までの事件でも3回以上5回未満となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、前掲【図9】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が5人の事件で7.4月となっているほかは、人証数が1人から3人までの事件では2月以内、人証数が4人、7人及び8人の事件では4月以内、人証数が6人、9人及び10人以上の事件でも6月以内にとどまっている。

さらに、【図13】は、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示したものであるが、これによれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では96.9%、2人の事件では85.5%、3人の事件では55.4%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が6人の事件では80.8%、7人及び8人の事件では66.7%となっている。

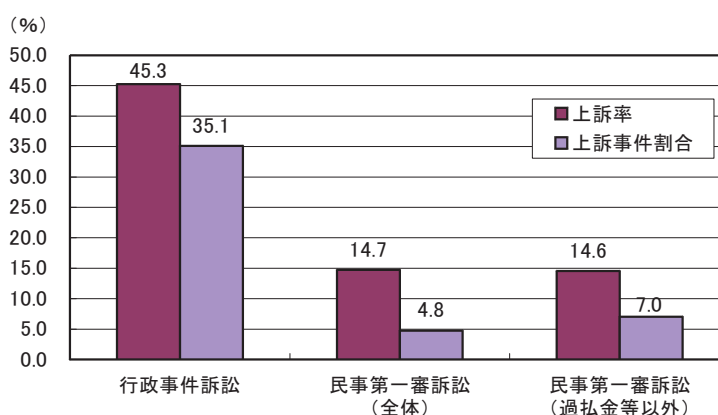
【図13】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（行政事件訴訟）



○ 上訴に関する状況

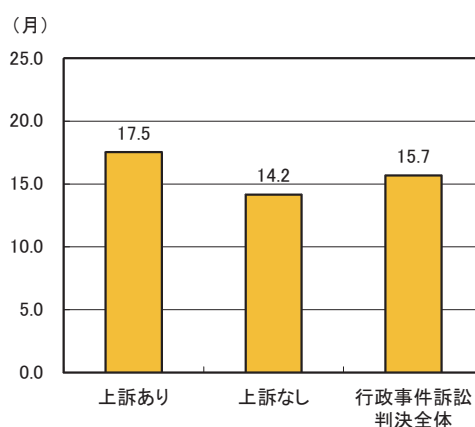
【図14】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟における上訴率は45.3%、上訴事件割合は35.1%であり、民事第一審訴訟（全体）の各数値（14.7%、4.8%）のそれぞれ約3.1倍、約7.3倍である。これは、行政事件訴訟においては、その性質上、欠席判決や実質的に争いのない事件がほとんどないため、結果として上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図14】 上訴率及び上訴事件割合  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【図15】は、行政事件訴訟のうち判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は17.5月、上訴がなかった事件のそれは14.2月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は3.3月と極めて小さく、民事第一審訴訟（全体）の場合（10.2月。前掲1.1.3【図40】参照）と対照的である。これは、第2回報告書（100頁）で指摘したとおり、行政事件訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがない事件がほとんどみられない上、行政法規の解釈適用等が問題となる専門性の高い事件や、争点が複雑である事件が多いこと等の事情によるものと考えられる。

【図15】 判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間（行政事件訴訟）



○ 補正命令に関する状況

【図16】から【図19】までは、行政事件訴訟における補正命令<sup>\*2</sup>に関する統計データを示したものである<sup>\*3</sup>。

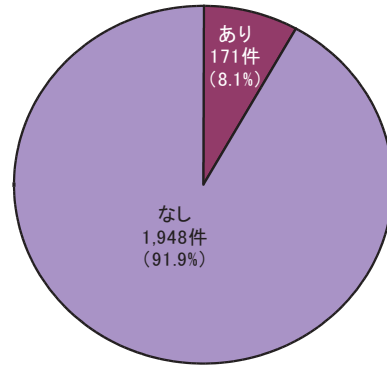
\*2 原告が提出した訴状の当事者及び法定代理人の記載並びに請求の趣旨及び原因の記載に不備がある場合や、原告が訴え提起に必要な手数料を納付しない場合には、訴状を審査する裁判長は、原告に対し、相当の期間を定めてその不備を補正すべきことを命じなければならない（民事訴訟法137条1項）。補正命令を受けたにもかかわらず、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない（同条2項）。

\*3 これらの統計には、実務上広く行われている、任意の補正を促す措置（民事訴訟規則56条）は含まれていない。

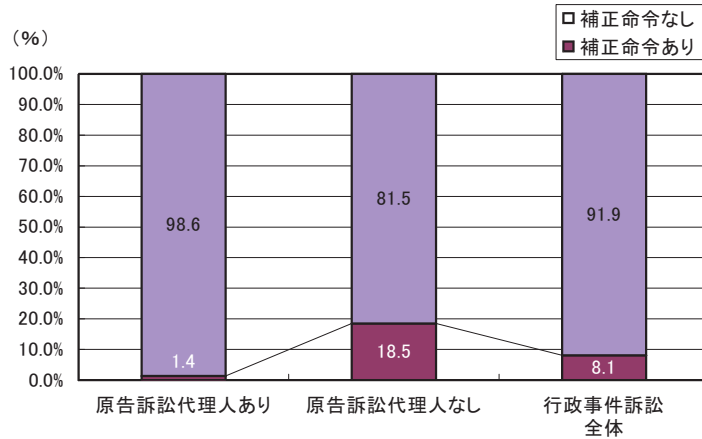
このうち【図16】は行政事件訴訟における補正命令の有無を、【図17】は行政事件訴訟における原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無を、それぞれ示したものである。これらによれば、行政事件訴訟全体では8.1%の事件、原告に訴訟代理人が選任されていない事件（原告本人訴訟）では18.5%の事件について、補正命令が発せられている（これに対し、原告に訴訟代理人が選任されている事件では補正命令が発せられた事件の割合は1.4%に止まっており、原告本人訴訟と比べて、顕著に低くなっている。）。この傾向は、第2回調査期間における調査結果と同様であるところ、その原因としては、行政事件訴訟が専門性の高い事件類型であり、行政法規等を的確に理解することのハードルが大きいこと（後記V1（参考）行政事件訴訟の長期化要因参照）の結果として、訴状の記載等に不備がある事件が少なからずあるためであると考えられる。

【図18】は、行政事件訴訟における補正命令の有無と終局区分を示したものである。補正命令を発した事件の28.1%が、不備が補正されず、訴状却下命令により終局している。

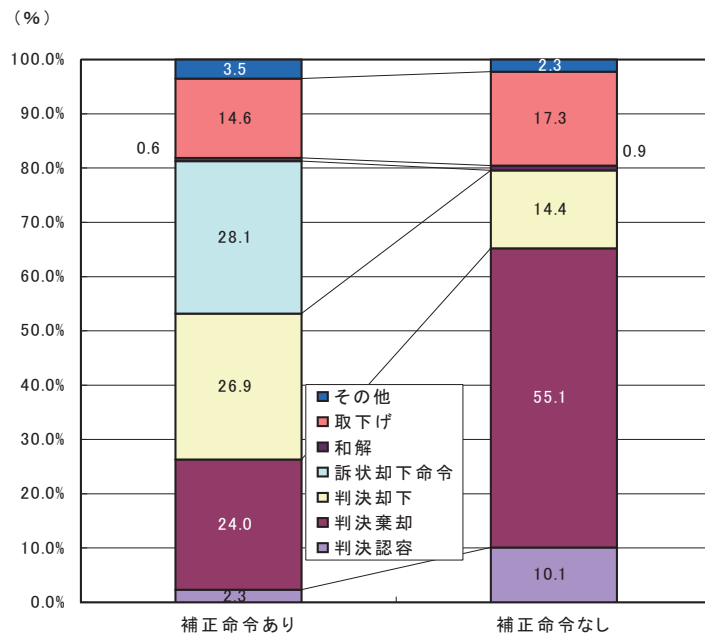
【図16】 補正命令の有無(行政事件訴訟)



【図17】 原告訴訟代理人の有無と補正命令の有無(行政事件訴訟)



【図18】 補正命令の有無と終局区分(行政事件訴訟)

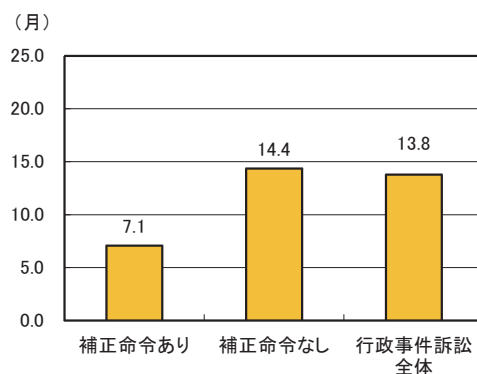




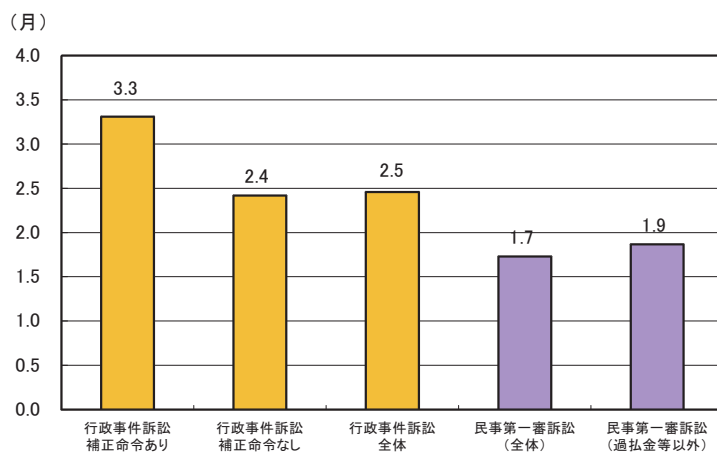
【図19】は、行政事件訴訟における補正命令の有無と平均審理期間を示したものである。補正命令を発した事件の平均審理期間は7.1月であり、発しなかった事件の平均審理期間（14.4月）の半分以下である。補正命令を発した後、訴状却下命令で終局する事件は、短期間で事件が終局するため、補正命令を発した事件の平均審理期間は、補正命令を発しなかった事件のそれに比べて短くなっているものと考えられることは、第2回報告書（102頁）と同様である。

【図20】は、第1回口頭弁論期日までの平均期間を示したものである（訴状却下命令で終局した事件や、第1回口頭弁論期日に訴えの取下げにより終局した事件など、第1回口頭弁論期日が行われなかった事件は、この統計データに含まれていない。）。補正命令を発した事件については、訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの平均期間は3.3月であり、補正命令を発しなかった事件の平均期間が2.4月であるのと比べて0.9月長くなっている。これは、第2回報告書（102頁）で指摘したとおり、補正命令を発した事件では、訴状の補正に一定の期間を要するため、第1回口頭弁論期日までに時間を要していることによるものと考えられる。

【図19】 補正命令の有無と平均審理期間（行政事件訴訟）



【図20】 第1回口頭弁論期日までの平均期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）（口頭弁論を実施しなかった事件を除く。）



## (参考) 家庭裁判所における人事訴訟の概況

本件調査期間における人事訴訟の平均審理期間は10.0月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より1.9月長い。人証調べを実施した事件に限ると、人事訴訟の平均審理期間は12.4月であり、民事第一審訴訟（全体）より6.3月短い。

人事訴訟の平均期日回数は5.7回、平均期日間は1.8月である。人事訴訟の人証調べ実施率は47.2%と、民事第一審訴訟事件より高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は1.9人であり、民事第一審訴訟事件より少ない。人証調べを実施した人事訴訟の9割が、1回の人証調べ期日で人証調べを終えている。

人事訴訟の約87%は離婚の訴えである。離婚の訴えに係る人事訴訟は、それ以外の人事訴訟よりも平均審理期間が2.5月長い。離婚事件の中では、財産分与の申立てのある事件は、ない事件よりも平均審理期間が3.6月長い。

## ○ 概況

人事訴訟の事件数は、【表1】のとおり1万0861件であり、平均審理期間は10.0月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて1.9月長い。審理期間別にみると、【表2】のとおり民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて受理から6月以内に終局する事件の割合が低く、6月を超え2年以内に終局する事件の割合が高い。本件調査期間においては、第2回調査期間と比べて審理期間が1年を超える事件の割合が増加し（第2回調査期間は23.9%）、第2回調査期間にはなかった審理期間が3年を超える事件が70件ある（第2回報告書103頁【表152】参照）が、これは、いずれの調査においても平成16年4月に家庭裁判所に移管された後の人事訴訟のみを対象としているため（第2回調査につき第2回報告書103頁注25、本件調査につき前掲注5参照）、第2回調査においては審理期間が2年9月以下の既済事件を、本件調査においては審理期間が4年9月以下の既済事件を対象としていることの影響もあるとみられる。

【図3】は家庭裁判所に移管されて以降の人事訴訟の新受件数と平均審理期間の推移を示したものである。平均審理期間は、移管後に係属して既済となった事件のみを対象としているため、移管当初短かったものが次第に長期化しているが、このような傾向は収束しつつある。新受件数は、年の途中で移管があった平成16年を除いておおむね横ばいである。

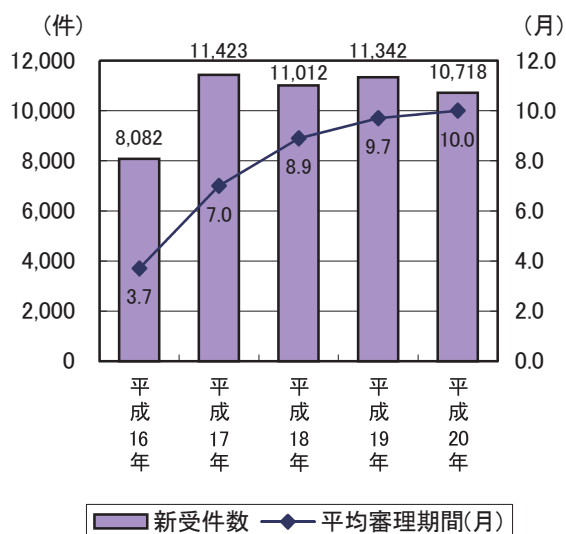
【表1】 事件数及び平均審理期間  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	10,861	192,246	87,256
平均審理期間(月)	10.0	6.5	8.1

【表2】 審理期間別の事件数及び事件割合  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	4,264 39.3%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超 1年以内	3,531 32.5%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超 2年以内	2,561 23.6%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超 3年以内	435 4.0%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超 5年以内	70 0.6%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年超	- -	296 0.2%	233 0.3%

【図3】 人事訴訟の新受件数と平均審理期間の推移  
(全家庭裁判所)



※ 平成16年の新受件数は、同年4月から12月までに家庭裁判所に訴えが提起された事件の数値である。

【表4】 終局区分別の事件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	4,896 45.1%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席(%は判決に対する割合)	3,348 68.4%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	4,584 42.2%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	1,156 10.6%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	225 2.1%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表5】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	5.7	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	2.6	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	3.1	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.8	1.9	1.8

【表6】 訴訟代理人の有無別の事件数及び事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
当事者双方に訴訟代理人	6,190 57.0%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみに訴訟代理人	3,808 35.1%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみに訴訟代理人	170 1.6%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	693 6.4%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表7】 争点整理実施率  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理 実施率	6,069 55.9%	58,069 30.2%	32,786 37.6%

【表4】は、終局区分別の事件割合を示したものである。これをみると、人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて、和解率と判決で終局した事件に占める対席事件の割合が高い。

【表5】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これをみると、人事訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて、平均期日回数が1.2回多いが、平均期日間隔は1.8月で変わらない。

【表6】は、訴訟代理人の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これをみると、人事訴訟においては、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて、当事者双方に訴訟代理人が付く事件の割合が高く、当事者双方とも本人による事件の割合が低い。

【表7】は、争点整理実施率を示したものである。これをみると、人事訴訟においては、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて争点整理実施率が高い。

○ 人証調べに関する状況

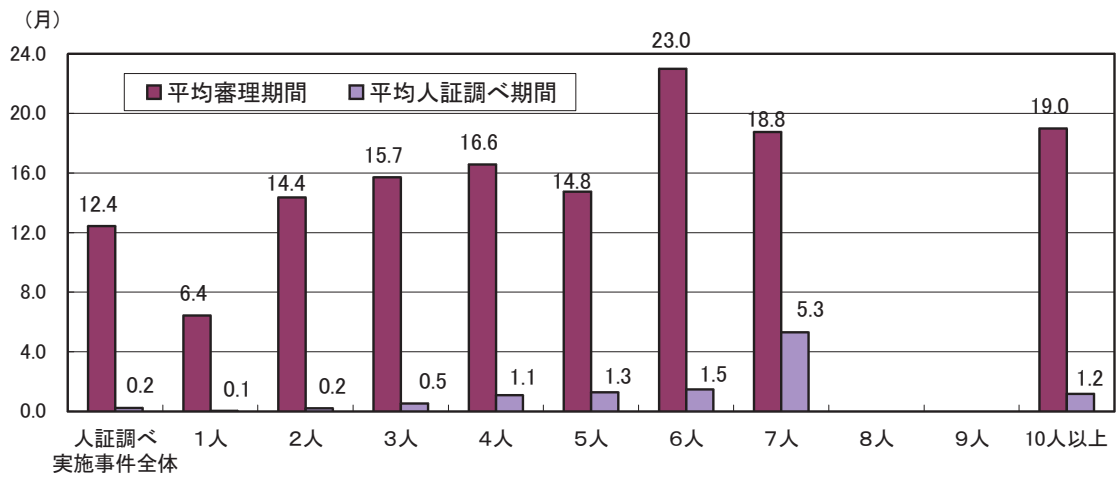
人事訴訟における人証調べ実施率は、【表8】のとおり、民事第一審訴訟（過払金等以外）より高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は少ない。人事訴訟の数値は、第2回調査期間とほとんど変わらない（第2回報告書104頁【表153】参照）。

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図9】によれば、人証調べを実施した人事訴訟の平均審理期間は12.4月であり、人事訴訟全体の平均審理期間（10.0月）よりやや長い（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は18.7月である。前掲1.1.3【表27】参照）。

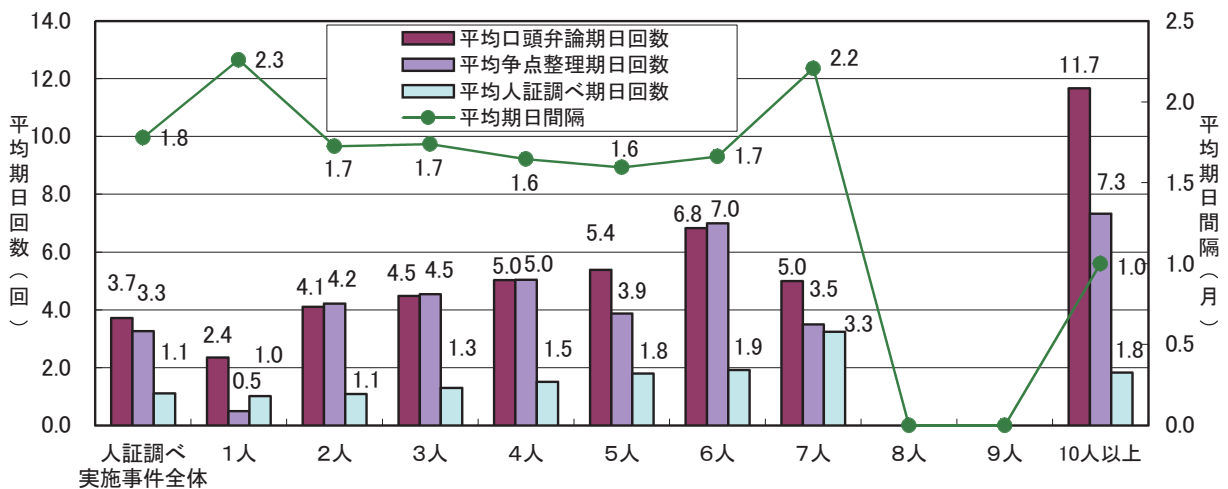
【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	47.2%	12.3%	19.5%
平均人証数	0.9	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	1.9	2.8	2.8

【図9】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)



【図10】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(人事訴訟)



## II 民事訴訟事件の概況等

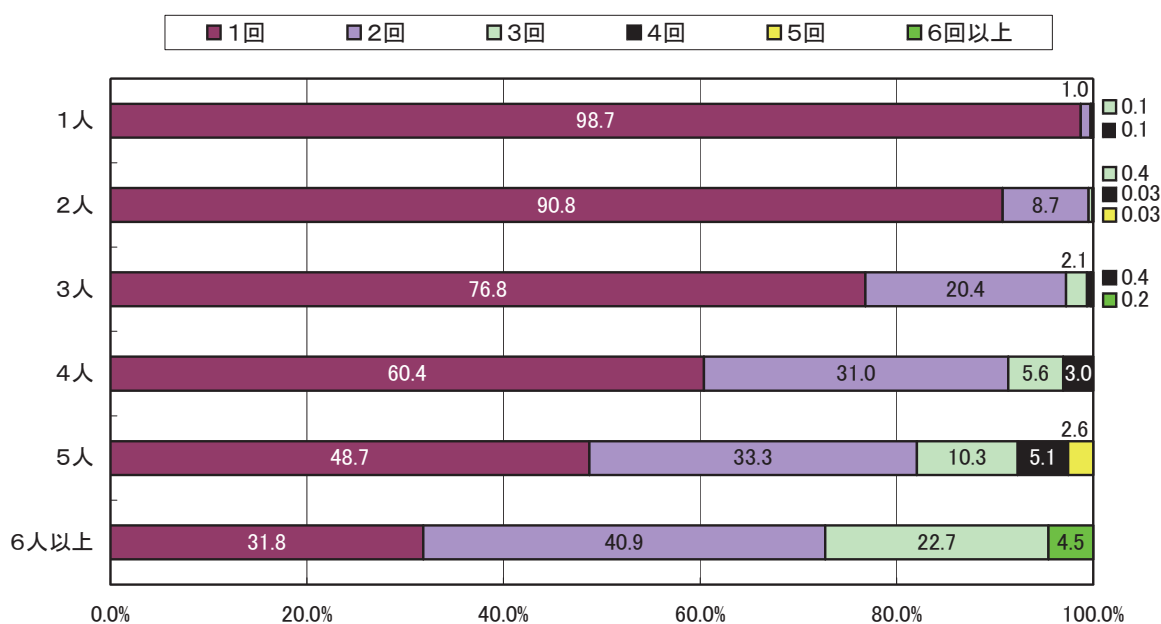
第2回調査期間と比べると、事件数の少ない人証数5人の事件を除き、平均審理期間がやや長くなっている（例えば、第2回調査期間には12.5月であった人証数2人の事件の平均審理期間は14.4月になっている。第2回報告書105頁【図154】参照）。また、人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図10】をみると、第2回調査期間と比べて、事件数の少ない人証数5人及び7人の事件を除き、平均争点整理期日回数が多い傾向が見られる（例えば、第2回調査期間には3.3回であった人証数2人の事件の平均争点整理期日回数は4.2回になっている。第2回報告書109頁【図157】参照）。これらは、人事訴訟における人証調べ実施率が約5割と高い（前掲【表8】参照）こともあり、全般に、第2回調査期間には存在しなかった、審理期間が2年9月を超える事件の統計データの影響を受けているためと考えられる。

人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示した【表11】をみると、人証調べを実施した人事訴訟の90.0%が、1回の人証調べ期日で人証調べを終えていることが分かる（第2回調査期間は86.9%。第2回報告書110頁【表159】参照）。人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図12】と併せ、第2回調査期間と比べても、人事訴訟において、集中証拠調べが更に浸透している様子がうかがわれる（第2回調査期間における人証調べ期日1回のみ的事件の割合は、人証数1人から6人以上まで順に98.6%、87.9%、67.5%、54.3%、15.1%、16.7%である。第2回報告書110頁【図160】参照）。

【表11】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(人事訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	4,611	90.0%
2回	454	8.9%
3回	44	0.9%
4回	13	0.3%
5回	2	0.04%
6回	-	-
7回	1	0.02%
8回	-	-
9回以上	1	0.02%
合計	5,126	100.0%

【図12】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(人事訴訟)



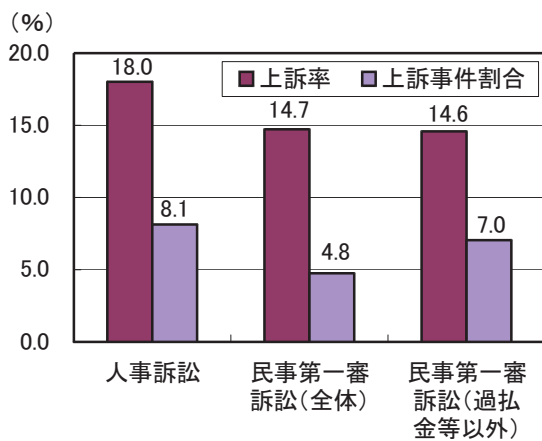
### ○ 上訴に関する状況

【図13】によれば、人事訴訟の上訴率及び上訴事件割合は、それぞれ18.0%、8.1%と民事第一審訴訟（過

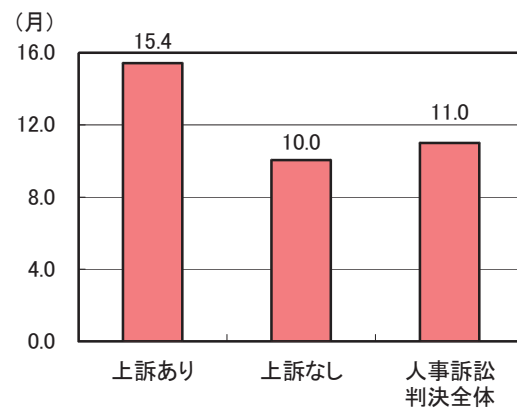
払金等以外) より高いが、第2回調査期間(上訴率19.3%、上訴事件割合9.1%。第2回報告書111頁【図16 1】参照)と比べるとやや低くなっている。

上訴の有無別に人事訴訟の平均審理期間をみると、【図14】のとおりとなっている。第2回調査期間と比べると、上訴あり、上訴なし、判決により終局した人事訴訟全体のいずれも平均審理期間が長くなっている(第2回調査期間は順に13.5月、8.7月、9.6月。第2回報告書111頁【図162】参照)が、第2回調査期間には存在しなかった、審理期間が2年9月を超える事件の統計データの影響があると考えられる。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図14】 上訴の有無別の平均審理期間  
(人事訴訟)



### ○ 離婚の訴えに関する状況

【表15】をみると、離婚の訴えに係る人事訴訟は、人事訴訟全体の約87%を占め、離婚以外の訴えに係る人事訴訟と比べて平均審理期間が2.5月長いことが分かる。

離婚事件において、親権者の指定をすべき子(人事訴訟法32条3項)がいるか否か、また、附帯処分(同条1項)として代表的なものである財産分与の申立てがあるか否かの別に審理の状況をみると、親権者の指定をすべき子については、いる場合といない場合とで平均審理期間にほとんど差はみられないが、財産分与の申立てについては、ある場合の方がいない場合よりも平均審理期間が3.6月長い。

【表15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
事件数		9,502	5,842	3,660	2,586	6,916	1,359
平均審理期間(月)		10.3	10.3	10.4	13.0	9.4	7.8
平均期日回数		6.0	6.0	6.0	7.9	5.3	3.8
平均期日間隔(月)		1.7	1.7	1.7	1.6	1.8	2.1
争点整理実施率		59.4%	61.3%	56.2%	74.8%	53.6%	31.5%
審理期間	6月以内	3,505 36.9%	2,064 35.3%	1,441 39.4%	575 22.2%	2,930 42.4%	759 55.8%
	6月超 1年以内	3,174 33.4%	2,042 35.0%	1,132 30.9%	897 34.7%	2,277 32.9%	357 26.3%
	1年超 2年以内	2,355 24.8%	1,504 25.7%	851 23.3%	883 34.1%	1,472 21.3%	206 15.2%
	2年超 3年以内	402 4.2%	205 3.5%	197 5.4%	199 7.7%	203 2.9%	33 2.4%
	3年超 5年以内	66 0.7%	27 0.5%	39 1.1%	32 1.2%	34 0.5%	4 0.3%
	5年超	-	-	-	-	-	-
	5年超	-	-	-	-	-	-
訴訟代理人	当事者双方	5,698 60.0%	3,663 62.7%	2,035 55.6%	1,908 73.8%	3,790 54.8%	492 36.2%
	原告側のみ	3,077 32.4%	1,812 31.0%	1,265 34.6%	553 21.4%	2,524 36.5%	731 53.8%
	被告側のみ	152 1.6%	87 1.5%	65 1.8%	45 1.7%	107 1.5%	18 1.3%
	本人による	575 6.1%	280 4.8%	295 8.1%	80 3.1%	495 7.2%	118 8.7%
終局区分	判決	3,998 42.1%	2,393 41.0%	1,605 43.9%	958 37.0%	3,040 44.0%	898 66.1%
	和解	4,417 46.5%	2,854 48.9%	1,563 42.7%	1,435 55.5%	2,982 43.1%	167 12.3%
	取下げ	909 9.6%	493 8.4%	416 11.4%	144 5.6%	765 11.1%	247 18.2%
	それ以外	178 1.9%	102 1.7%	76 2.1%	49 1.9%	129 1.9%	47 3.5%